【添付資料】

生物多様性条約第 17 回締約国会議（CBD-COP17）等の結果概要

１．会議に関する基礎情報

○生物多様性条約第 17 回締約国会議(CBD-COP17)/カルタヘナ議定書第 12 回締約国会合(CP-MOP12) /名古屋議定書第６回締約国会合（NP-MOP６）

日時：2026 年 10 月 19 日～同年 10 月 30 日（翌 31 日朝閉会）（現地時間※以下同じ）
場所：アルメニア共和国エレバン
※開催国によるリーダーズサミットが 10 月 16 日（金）に、またオープニングセレモニーが 10 月 18 日（日）に開催された

○公式プレスブリーフ（生物多様性条約事務局・英語）

https://www.cbd.int/conferences/2026/information/press-conferences

＜概要＞

・アルメニア共和国が議長国を務め、「自然のための行動（Taking action for nature）」をテーマとして開催された。
・参加人数は約 13,000 名。生物多様性条約締約国会議としては過去最大規模。
・日本政府代表団として、環境省、外務省、経済産業省、農林水産省、林野庁、水産庁、文部科学省、厚生労働省を含む関係者が参加。ハイレベルセグメントには三ッ林裕巳・環境副大臣、関谷毅史・環境省地球環境審議官が出席した。
・本会議では、昆明・モントリオール生物多様性枠組（GBF）の実施状況レビュー、資源動員、遺伝資源のデジタル配列情報（DSI）に係る利益配分、多様な主体の参画、生物多様性と気候変動のシナジー強化、GBF 実施を支える科学技術協力等について議論が行われた。
・環境省は、会合における発言、サイドイベントの開催や登壇、ブース出展などを通じて、GBF の実施状況、自然共生サイトを通じた OECM（※）の取組、G7 ネイチャーポジティブ経済アライアンス（G7ANPE：G7 Alliance on Nature Positive Economies)、SATOYAMA イニシアティブなどの日本の取組を発信した。
（※）Other Effective area-based Conservation Measures（保護地域以外で生物多様性保全に資する地域）

２．会議の結果等について

（１）オープニングセレモニー（10 月 18 日（日））

・ 10 月 18 日（日）17:30-18:30、開催国であるアルメニア政府の主催によりオープニングセレモニーが開催された。
・ セレモニー冒頭、ニコル・パシニャン アルメニア共和国首相、アララット・ミルゾヤン外務大臣、アストリッド・ショーメイカー 生物多様性条約事務局長、COP17 の議長を務めるハンバルツム・マテヴォシャン環境大臣などから挨拶があったほか、アルメニアの伝統芸能などのステージイベントが行われた。

（２）CBD-COP17、CP-MOP12、NP-MOP6（10 月 19 日（月）～10 月 30 日（金））

初日である 19 日（月）冒頭に全体会合が行われ、生物多様性条約 COP17 等（COP17、CP-MOP12、NP-MOP6）が正式に開会した。

開会全体会合では、COP16 議長国であるコロンビアから COP17 議長国であるアルメニアに議長が交代した。

① COP17 における主な結果の概要

○今後の締約国会議の開催日程及び開催地（議題 5）

エチオピア、エクアドル及びパナマが立候補したが、エチオピアが辞退し、残るエクアドルとパナマとの間で締約国による投票により、エクアドルが COP18 の開催地と決定した。

○資源動員及び資金メカニズム（議題 8(a)・8(b)）

GBF の実施に向け、資金ギャップへの対応、民間資金を含む全ての資金源からの動員、拠出者の拡大等を議論した。資金メカニズムについては、地球環境ファシリティ（GEF）へのガイダンス等を審議した。

○計画、モニタリング、報告及びレビュー：グローバルレビュー（議題 9(a)）

129 締約国の第 7 回国別報告書等を主要な情報源とするグローバルレポートを踏まえ、GBF 実施の集団的進捗を初めてレビューした。決定では、評価された進捗を踏まえ、行動と実施の加速、範囲と対象の拡充、実施手段の強化、政府全体・社会全体の参画、モニタリングと知識の強化を柱とする「エレバン・パスウェイ」が示された。本年 9 月に開催された昆明対話から得られた知見にも留意し、2030 年に向けた GBF の実施加速を各締約国に強く求める決定が採択された。

○計画、モニタリング、報告及びレビュー：モニタリング枠組等（議題 9(b)）

COP19 での第 2 回グローバルレビューに向け、指標、国別報告、情報の一貫性・相互運用性等を改善する。指標の適用は各国事情と能力を踏まえること、報告負担を抑えることが重視された。また、ポスト 2030 年に向けた検討に着手することが決定した。

○第 8 条(j)及び先住民・地域社会に関連する規定（議題 10）

COP16 で設置が決定された第 8 条(j)等に関する常設補助機関（SB）について、先住民と地域社会（IPLCs）の参画方法や他の補助機関との関係等の運営方法が決定した。併せて、伝統的知識、慣行及び IPLCs の貢献を GBF 実施に反映するための任意ガイドライン等が採択された。

○遺伝資源に係るデジタル配列情報（DSI）（議題 11）

COP16 で運用開始が決定された多国間メカニズム（カリ基金を含む）について、DSI の利用の程度を踏まえた拠出のあり方、企業等にとっての法的安定性・予見可能性に資するカリ基金証明書の法的効果等について、さらなる検討を行うこととした。また、資金の配分方法、ガバナンス等を具体化し、レビューが予定される COP18 に向け暫定運用を行うこととした。

○能力構築、科学技術協力、知識管理及びコミュニケーション（議題 12）

GBF の実施を支援するため、能力構築・開発及び科学技術協力を推進するとともに、地域レベルでの能力構築を支援する地域支援センター及びグローバル調整機関を通じた締約国への支援を強化することとされた。また、クリアリングハウスメカニズムの作業計画及び知識管理戦略の実施を強化することとされた。生物多様性教育に関する世界行

動計画案の活用等を通じ、知識・情報の共有及びコミュニケーション・教育・普及啓発を促進することとされた。

〇生物多様性の主流化及び地方政府等の参画（議題 14）
生物多様性を政策や経済活動及び金融等に組み込む主流化を促進する決定が採択された。また、GBF 実施のための地方政府の重要な役割を再確認し、国と地方の連携強化や地方レベルでの取組を促進することとされた。

〇ジェンダー行動計画（議題 15）
GBF のジェンダーに配慮した実施を進め、女性及び女児の十分で公平かつ効果的な参加、能力構築及び情報へのアクセス等を支援する。関係主体による実施状況の把握と情報共有を進める決定が採択された。

〇合成生物学（議題 16）
合成生物学に関し、新たな技術的進展及び生物多様性への潜在的影響に焦点を当てた情報収集と検討を継続すること及び能力構築等に関する行動計画に合意した。

〇科学技術的ニーズ及び条約の作業計画（議題 17）
条約の既存作業計画を GBF に整合させるとともに、特に森林生物多様性及び保護地域の作業計画を更新・レビューした。また、空間計画、活動・製品・サービス等の追加的作業について検討した。さらに、「生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学-政策プラットフォーム（IPBES)」において作成された３種の評価報告書（「生物多様性、水、食料及び健康の間の相互関係」、「社会変革」及び「ビジネスと生物多様性」）の科学的知見を GBF の実施等に活用することを締約国に奨励した。

〇生物多様性と気候変動（議題 18(a)）
生物多様性損失と気候変動等への緊急的・統合的な対応の必要性を踏まえ、「生態系を活かした気候変動適応及び減災・防災のデザイン及び効果的な実施のための任意ガイドライン」の補遺（Supplement）要約の更なる検討を求めるとともに、リオ３条約のシナジー強化に関するロードマップの改定を求める決定が採択された。

〇持続可能な野生生物管理（議題 18(b)）
持続可能な野生生物管理に関する任意ガイダンスを示し、科学的知見、地域の状況、IPLCs の知識及び権利等を考慮した実施を促す。

〇海洋・沿岸及び島嶼の生物多様性（議題 18(c)）
生物多様性の観点から重要度の高い海域（EBSA）に関する非公式諮問会合の設置期間の延長が決定されるとともに、EBSA 記載のピアレビュープロセスに関する任意ガイダンスが採択された。また、締約国等に対して国家管轄圏外海域に関連する課題への調整や協力の強化が奨励されるとともに、国家管轄圏外海域に関する非公式諮問会合の設置が決定された。

〇生物多様性と農業（議題 18(d)）
土壌生物多様性の研究・モニタリングへの支援や、土壌生物多様性に対する汚染の悪影響の低減に向けた取組等を促進する。各国の状況及び能力を踏まえつつ、GBF の関連ターゲットと整合的な取組を進める。

〇侵略的外来種（議題 18(e)）
侵略的外来種について、侵入経路に関する情報共有、早期発見・迅速対応、能力構築及び技術協力を推進する。

〇生物多様性と健康（議題 18(f)）
生物多様性と健康の相互関係を踏まえ、「生物多様性と健康に関するグローバル行動計画」の実施を促進することとした。ワンヘルスを含む包括的なアプローチの適用、関連機関との連携、指標・進捗測定手法の検討、能力構築等を進める。

〇条約及び議定書に基づくプロセスの有効性レビュー（議題 19）
会議体、補助機関、文書及び意思決定プロセスの効率性・有効性を改善するための非公式諮問会合を設立。重複の回避、会議運営、提出文書及び作業量の合理化等を検討し、条約及び両議定書の実施を支える。

なお、COP17 議題 13（他条約及び国際機関との協力）、議題 20（COP の多年度作業計画）、NP-MOP6 議題 10（議定書の有効性レビュー）、議題 11（名古屋議定書第４条４の文脈の ABS に関する専門的な国際文書）、議題 12（地球的規模の多数国間利益配分メカニズム）等については、最終日の翌朝、時間的制約から審議が中断され、合意に至らなかった。これらの議題は手続規則 15 条に従い、次回会合に自動的に送致される。

② カルタヘナ議定書第 12 回締約国会合（CP-MOP12）における主な結果の概要

モニタリング・報告、有効性レビュー及び中間評価、資金メカニズム、バイオセイフティ・クリアリングハウス、リスク評価・リスク管理、遺伝子組み換え作物（LMO）の検出と識別、社会経済上の配慮、国内規制枠組、責任と補償等について決定が採択された。

③ 名古屋議定書第６回締約国会合（NP-MOP6）における主な結果の概要

議定書の監視・報告、資金メカニズム等を議論し、合意された。議定書の適用除外を定める第４条４に基づく国際文書との関係、及び第 10 条に基づく地球的規模の多数国間利益配分メカニズムについては、その必要性の認識及び今後の検討プロセスのあり方で一致せず、次回会合に持ち越しとなった。

３．閣僚級交渉等

27 日（火）、28 日（水）にハイレベル会合が開催され、日本政府からは三ッ林裕巳・環境副大臣及び関谷毅史・環境省地球環境審議官が参加。27 日（火）に三ッ林副大臣が代表演説（ナショナルステートメント）を行い、我が国の自然共生サイトや企業・地方自治体・市民社会を含む社会全体（whole-of-society）による生物多様性保全の取組を紹介するとともに、2027 年に横浜で開催される GREEN×EXPO 2027 への参加を呼びかけた。また、関谷地球環境審議官は非公式閣僚級協議に参加し、グローバルレビュー等に関する発言を行った。

また、ハイレベル会合の期間中に、三ッ林副大臣が議長国アルメニア、カナダ及びモルディブとの、関谷地球環境審議官がフランス、キルギス、IUCN 等との会談を行った。

４．サイドイベント等

日本政府は下記に示すサイドイベントの主催・共催等を行い、更に会場内のブース展示では、自然共生サイト、ビジネスや地方自治体等多様な主体によるネイチャーポジティブの取組等について紹介し、開催期間を通して多くの来場客が訪れた。

・ SATOYAMA イニシアティブ国際パートナーシップ（IPSI）関連サイドイベントとして、20 日（火）に「人、文化、生物多様性：社会生態学的生産ランドスケープ・シースケープ（SEPLS）における地域ベースの保全の可能性の推進」、26 日（月）に「地域レベルの行動を通じた昆明・モントリオール生物多様性枠組の推進：COMDEKS フェーズ 4 と SATOYAMA イニシアティブによる考察」を開催した。
・ 20 日（火）に生物多様性日本基金が支援している国別戦略の自発的ピアレビュー（Voluntary Peer Review：VPR）のサイドイベントを開催した。
・ 21 日（水）に「イノベーションを通じたフードシステム変革による、ネイチャーポジティブ社会への移行推進」を開催し、農林水産・食品分野におけるネイチャーポジティブの取組を加速させるため、産官学・民間の多様な関係者が連携して具体的な解決策を拡大していくための議論を行った。経済産業省はパネルディスカッション「Incentives, Transparency and Trust」を開催し、バイオ企業の DSI 利益配分に関する意見を COP17 参加者に届けた。
・ 24 日（土）の侵略的外来種関係イベントにおいて、GBF のターゲット 6（侵略的外来種の導入率及び定着率を 50%以上削減）の達成に向け、各国の取組について紹介し、今後の行動を議論した。
・ 27 日（火）に開催した、OECM への多様な主体の参画強化に関するイベントについては、５．（２）を参照。
・ 27 日（火）に開催した「G7 ネイチャーポジティブ経済アライアンス（G7ANPE）」関連イベントにおいては、ネイチャーポジティブ経済の実現に資する G7 企業の具体的な活動やソリューションが紹介され、ステークホルダー間での最新の知見や経験の共有が行われた。

５．日本の地方自治体・経済界等の動き

（１）地方自治体

・ 日本からは愛知県、川崎市、神戸市等の自治体関係者が参加。都市・地方自治体による GBF 実施をテーマとする会合や関連イベントを通じ、地域レベルの取組を発信した。
・ 日本では国だけでなく都道府県・市町村レベルでも生物多様性地域戦略が策定されており、こうした地方レベルの実施を社会全体（whole-of-society）のアプローチの具体例として国際的に発信している。

（２）経済界・民間セクター

・ 経団連自然保護協議会等の経済界関係者が参加し、ビジネスによる GBF 実施、ネイチャーポジティブ経済、OECM への民間参画等について発信・議論を行った。
・ 27 日（火）には、環境省、経団連自然保護協議会、IUCN 等の連携により、OECM への企業、NGO、民有地所有者、学術機関、地域コミュニティ等の参画をテーマとするサイドイベントを開催。各国制度の下での実例、ガバナンス上の課題、参画促進策等を共有。
・ G7 ネイチャーポジティブ経済アライアンス（G7ANPE）の関連イベントでは、企業の取組や情報開示、官民連携等を共有し、ネイチャーポジティブ経済への移行を促した。

６．議長国アルメニアによるイニシアティブ

議長国アルメニアは、GBF の実施を加速するため、４つのフラッグシップ・イニシアティブを立ち上げた。

・ 生物多様性モニタリング技術の活用を促進する「Yerevan Tech for Biodiversity Monitoring Hub」

- 山岳・淡水生態系の保全・再生を促進する「Yerevan Platform on Mountains and Related Freshwater Ecosystems」
- OECM の特定・評価・報告等を支援する「Yerevan Global OECM Action Hub」
- GBF ターゲット 18 に基づく有害なインセンティブの改革とポジティブ・インセンティブの拡大を促す「Yerevan Call on Incentives Positive to Biodiversity / Friends of Target 18」